

第1章 前提条件の整理

第1章 前提条件の整理

1. 教育をめぐる社会の現状と課題

(1) 我が国が直面する危機的状況

我が国の置かれている状況を見ると、OECD(経済協力開発機構)*加盟国における国民一人あたりのGDP(国内総生産)*は以前より大きく低下しており、労働生産性の水準も加盟国の中では低い水準であることがわかります。加えて、急速な少子化の進展に伴い、平成 72(2060)年の生産年齢人口(15~64歳)の大幅な減少(約 44%減少)などが予測され、国際的な存在感の低下が懸念されています。

このような状況を打開するためには、我が国の将来を支える人材の育成が重要となっています。

本市においても、現在の人口は増加傾向を見せていますが、今後人口減少に転じることを想定し、地域の活力を維持し、地域を支える人材の育成については最重要課題となっています。

【将来の人口(全国)予測(平成 25(2013)年)】

2013	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上
人口	12,730万人	1,639万人	7,901万人	3,190万人
割合	—	12.9%	62.1%	25.1%

【将来の人口(全国)予測(平成 72(2060)年)】

2060	総数	0~14歳	15~64歳	65歳以上
人口	8,674万人	791万人	4,418万人	3,464万人
割合	—	9.1%	50.9%	39.9%
増減率	約 32%減少	約 52%減少	約 44%減少	約 8%増加

資料:文部科学白書 2013

【全世界の GDP に占める日本の GDP(平成 23(2011)年)】

国	日本	米国	ユーロ圏	他の OECD 諸国	中国	インド	その他
GDP	6.7%	22.7%	17.1%	18.2%	17%	6.6%	11.7%

【全世界の GDP に占める日本の GDP(平成 72(2060)年)】

国	日本	米国	ユーロ圏	他の OECD 諸国	中国	インド	その他
GDP	3.2%	16.3%	8.8%	14%	27.8%	18.2%	11.7%
増減数	3.5ポイント 減少	6.4ポイント 減少	8.3ポイント 減少	4.2ポイント 減少	10.8ポイント 増加	11.6ポイント 増加	—

資料:文部科学白書 2013

(2) 教育再生の必要性

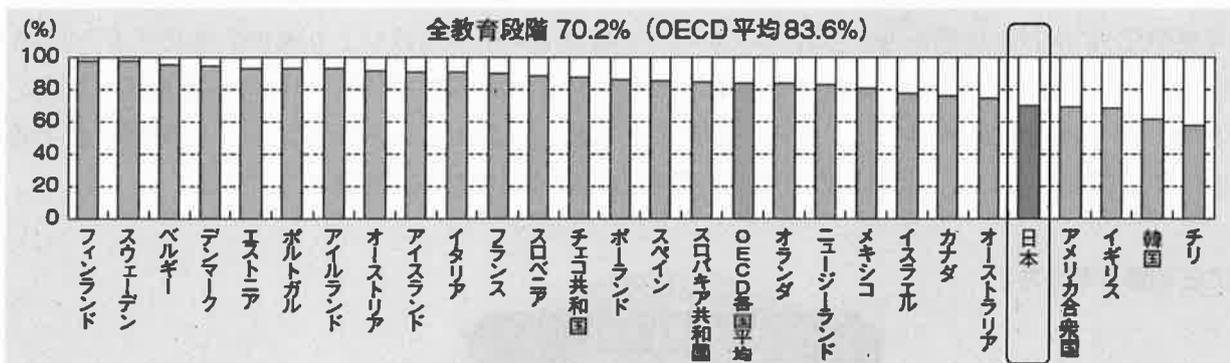
我が国が抱える課題、「少子化の克服」、「格差の改善」、「経済成長・雇用の確保」を解決するうえで、教育の質の向上や教育費の負担の軽減が非常に重要になってきています。

質の高い教育によって、一人ひとりの生産性が向上し社会全体を発展させていくものと考えられ、そのためにも教育費の負担軽減を図り、教育を受ける機会の拡大を図っていく必要があります。

このように、教育によって生み出される人材こそが最大の資源であるにも関わらず、我が国の教育支出はOECD加盟国の中でも低い状況となっています。

教育再生を通じた日本再生に向け、教育への投資を図っていくことが必要と考えられます。

【教育支出の公財政負担割合の比較】



資料：文部科学白書 2013

平成 25(2013)年 1月に閣議決定された「教育再生実行会議」では、教育再生の実行のために直面する事項について、基本的な方向を検討し提言を行っています。

第九次提言（平成 28(2016)年 5月）：全ての子供たちの能力を伸ばし可能性を开花させる教育へ

第八次提言（平成 27(2015)年 7月）：教育立国実現のための教育投資・教育財源の在り方について

第七次提言（平成 27(2015)年 5月）：これからの時代に求められる資質・能力と、それを培う教育，教師の在り方について

第六次提言（平成 27(2015)年 3月）：「学び続ける」社会，全員参加型社会，地方創生*を実現する教育の在り方について

第五次提言（平成 26(2014)年 7月）：今後の学制等の在り方について

第四次提言（平成 25(2013)年 10月）：高等学校教育と大学教育との接続・大学入学選抜の在り方について

第三次提言（平成 25(2013)年 5月）：これからの大学教育等の在り方について

第二次提言（平成 25(2013)年 4月）：教育委員会制度等の在り方について

第一次提言（平成 25(2013)年 2月）：いじめの問題等への対応について

本市においても、国の動きを注視しながら、教育再生に向けた取組を進めていく必要があります。

※OECD(経済協力開発機構)：世界中の人々の経済や社会福祉の向上に向けた政策を推進するために活動を行っている国際機関。欧米諸国、アメリカ、日本などを含む約30か国の加盟国によって構成されている(Organization for Economic Co-operation and Developmentの略)。

※GDP(国内総生産)：国内で一定期間内に生産された物やサービスの付加価値の合計額のこと。国内の景気を反映する指標とされている(Gross Domestic Productの略)。

※地方創生：東京一極集中を是正し、地方の人口減少に歯止めをかけ、日本全体の活力を上げることを目的とした一連の政策のこと。「まち・ひと・しごと創生法」に基づき「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略(地方版総合戦略)」を策定。

(3) 幼児教育の重要性を踏まえた取組

小学校就学前教育段階は、生涯にわたる人格形成及び義務教育の基礎を培う意義を有しており、非常に重要な時期です。

社会構造の変化に伴い、共働き家庭が増加し保育所や学童保育の待機児童が増加しており、親の就労の有無にかかわらず、すべての子どもが等しく質の高い教育を受けることが求められています。

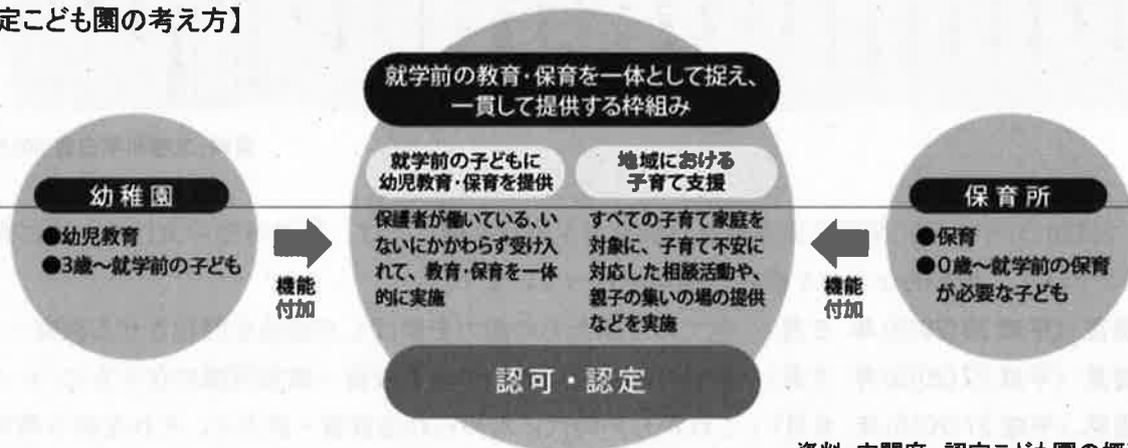
このような状況に対応するため、我が国において幼児期の教育・保育の在り方を見直した子ども・子育て支援新制度が平成 27(2015)年度から始まりました。

この子育て新制度においては、幼児教育を提供する教育機関として、幼稚園、認定こども園（幼稚園と保育所の機能を併せ持った施設）において質の高い教育を提供していくことが求められています。

また、「すべての子どもに質の高い幼児教育を保障する」ことを目指し、平成 26(2014)年度から「幼児教育無償化」に向けた取組が進められています。（平成 28(2016)年度はひとり親世帯等及び多子世帯）

本市において幼保連携型^{*}の「認定こども園ふたばランド」が平成 20(2008)年に、「富士見ヶ丘認定こども園」が平成 26(2014)年に、「みらい認定こども園」、「認定こども園ルンビニー学園」が平成 28(2016)年に開設しており、幼児期の質の高い教育の提供に向けた取組を進めています。

【認定こども園の考え方】



資料:内閣府 認定こども園の概要

(4) 義務教育の現状と課題

義務教育段階は、個々人の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国家・社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的とした教育を行う時期です。

平成 20(2008)年に改定された学習指導要領においては、児童生徒に「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育成することにより、変化の激しいこれからの社会において「生きる力」を育むことを目指すとしています。

我が国における児童生徒の学力の現状については、PISA(OECD(経済協力開発機構)^{*}「生徒の学習到達度調査」)の結果を見ると全体として改善傾向にあるものの、下位層の割合がトップレベルの国と比較して多いことや宿題をする時間が短いなどの課題も見られます。

また、子どもの体力についても運動する子どもとしない子どもの二極化が課題となっている他、道徳意識については、規範意識や社会性などの育成が課題となっています。

今後はこれらの課題に対応するため、より一層、教育環境の整備を推進していく必要があります。

本市においても、児童生徒の「生きる力」の育成に向けて、地域との連携を図りながら、より良い教育環境の醸成に向けて取り組んでいく必要があります。

(5) いじめ問題への対応

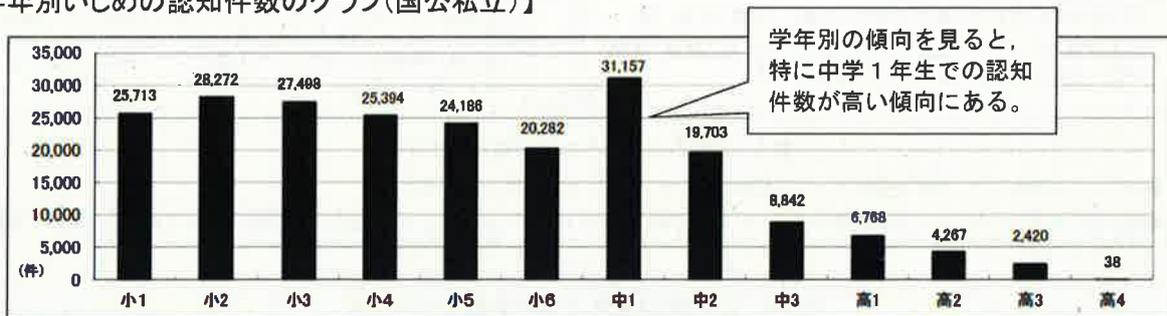
いじめ問題については、学校における取組の強化はもとより、スクールカウンセラー*の配置や相談体制の充実などにより対策が図られてきました。

しかし、依然としていじめによる不登校や自殺などがあとを絶たないことから国では、平成25(2013)年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行され、同10月に「いじめ防止基本方針」が示されました。

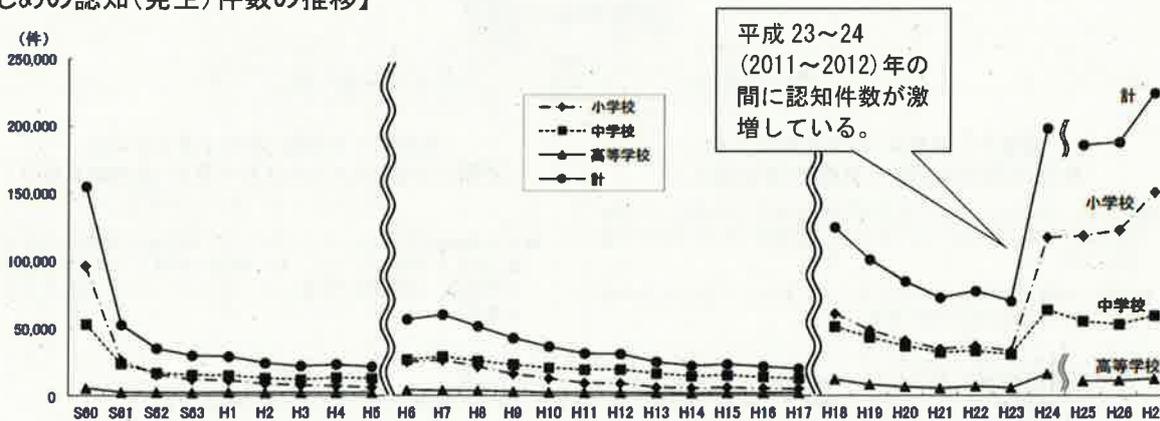
基本方針では、「いじめの防止等のために地方公共団体が実施すべき施策」として「地域基本方針」の策定や「いじめ問題対策連絡協議会」の設置などが示されているほか、「いじめ防止等のために学校が実施すべき施策」として「学校いじめ防止基本方針」の策定やいじめ防止のための組織づくりなどが示されています。

本市においても、正しく実態を把握することはもとより、いじめの防止、早期発見、いじめに対する速やかな対策など、切れ目のない対応を図っていくことが求められています。

【学年別いじめの認知件数のグラフ(国公立立)】



【いじめの認知(発生)件数の推移】



平成5(1993)年までは公立小・中・高等学校調査。平成6(1994)年からは特殊教育諸学級、平成18(2006)年からは国私立学校、中等教育学校を含む。平成6(1994)年度及び平成18(2006)年度に調査方法等を改めている。平成17(2005)年度までは発生件数、平成18(2006)年度からは認知件数、平成25(2013)年度からは高等学校に通信制含める。

資料:平成27(2015)年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」(速報値)

*幼保連携型:教育・保育を一体的に行う施設で、幼稚園と保育所の両方の良さを併せ持っている施設である「認定子ども園」の種類の一つのこと。

※PISA(OECD「生徒の学習到達度調査」):国際的な学習到達度に関する調査のこと。15歳児を対象に読解力、数学的リテラシー、科学的リテラシーの三分野について、3年ごとに調査を実施している(Programme for International Student Assessmentの略)。

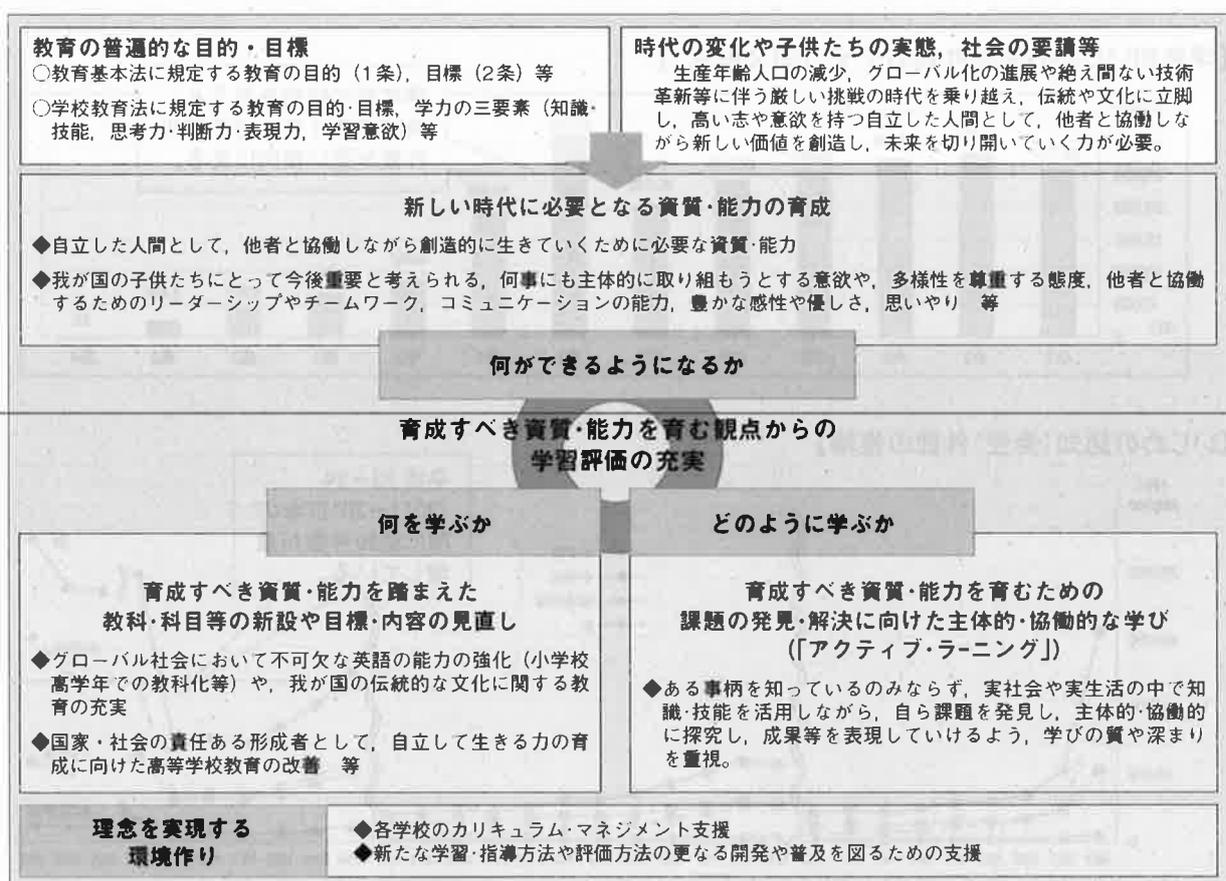
※スクールカウンセラー:学校で不登校や問題行動などに対応するために、相談を行う臨床心理に関する高度な専門的知識や経験を持つ専門家のこと。

(6) 次期学習指導要領の在り方について

中央教育審議会総会において、「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」が平成26(2014)年11月に諮問されました。前回の学習指導要領改訂においては、教育基本法の改正により明確になった教育の理念を踏まえ、子供たちの「生きる力」の育成をより一層重視する観点から見直しが行われました。

新しい時代に必要となる資質・能力の育成として、「何を教えるか」という知識の質や量の改善はもとより、「どのように学ぶか」という、学びの質や深まりを重視することが必要であり、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ「アクティブ・ラーニング[※]」の充実や、そのための指導方法の改革が求められます。

【教育すべき資質・能力を踏まえた教育課程の構造化のイメージ】



資料：文部科学白書（文部科学省）

(7) 教育委員会制度改革の状況

「教育委員会制度等の在り方」については、これまでも権限と責任の所在が不明確（教育委員長と教育長との関係，学校の管理権限と教職員の任命権），地域住民の意向を十分に反映していない（首長との意思疎通や連携），教育委員会の審議等が形骸化している（事務局案の追認になりがち），迅速さや起動力に欠ける（非常勤の委員からなる合議体[※]で会議も月1～2回）などの課題から，見直しが必要とされてきました。

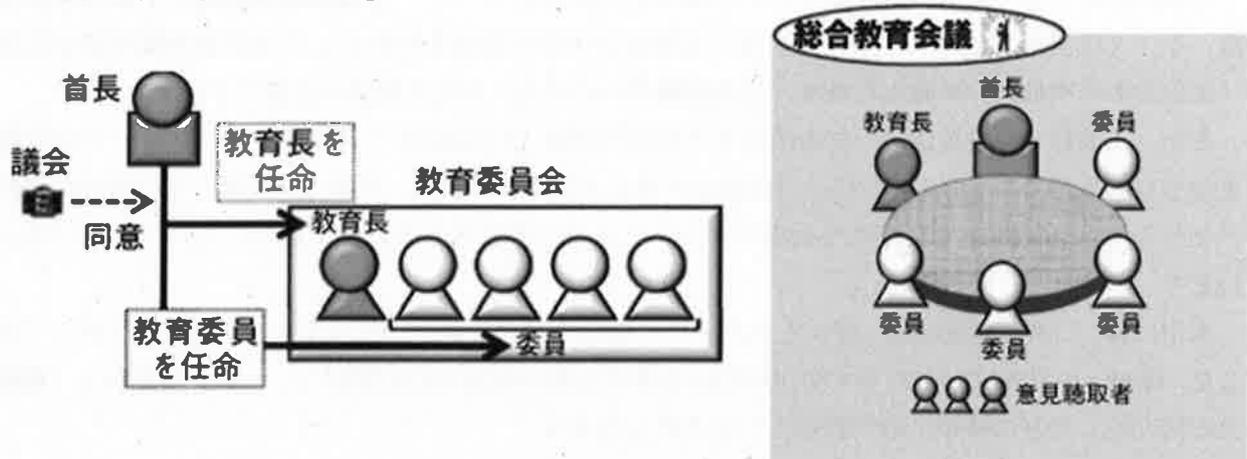
これらの状況を受け，教育行政の責任の明確化を図るため，教育委員長と教育長の一本化や教育長の任命権を首長がもつこと，また教育長の任期を3年とすることなどが見直しとなりました。

また，新たに総合教育会議（首長及び教育委員会により構成される）の設置が求められるとともに，

同会議において「教育の振興に関する施策の大綱」を策定することも示されました。

本市においては、教育委員会制度改革に既に取り組んでいます。

【新教育長設置と教育総合会議】



資料：地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(パンフレット)

(8) 生涯学習の現状と課題

グローバル化*の進展などにより、社会の変化が激しく、多様化が一層進行する状況を踏まえ、生涯を通じて一人ひとりの潜在能力を伸ばしていくことが必要となっています。

学習機会の提供の観点からは、国・地方双方で多様な教育サービスを提供してきましたが、提供される学習機会の質を保証・向上させるための取組は十分ではありませんでした。

このような状況を踏まえ、教育基本法にもうたわれている「生涯学習社会の構築」という理念の実現に向けて、行政として対応すべき課題をより重点化し、施策を集中的に実施することが重要です。

一方、社会の多様化に伴い地域社会が抱える課題については、地域コミュニティにおいて解決を図ることが重要となっているなか、社会教育には、その担い手である人材の育成が求められています。

また、超高齢社会においては、定年退職後の人材を社会貢献活動に生かしていくことなどが、持続可能な地域社会を維持していく上で必要とされています。

さらに、家庭教育に対しては、地域の多様な人材を活用した家庭教育支援に取り組んできましたが、家庭環境や地域環境が変化するなか、子育てについての不安や孤立を感じ、社会性や自立心等の子どもの育ちや生活習慣に課題を抱える家庭が多いなど家庭教育が困難な状況となっています。

今後は、家庭と地域、社会とのつながりを強化するとともに、教育・保健・福祉部門の連携を図っていくことが求められています。

本市においても、本市が抱える課題にきめ細かに対応した生涯学習の推進が求められています。

※アクティブ・ラーニング：教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学修者の能動的な学修への参加を取り入れた教授・学習法の総称。

※合議体：複数の構成員の合議によって、その意思を決定する組織体のこと。

※グローバル化：政治・経済、文化など、様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報のやり取りが行われること。

(9) 文化政策の戦略的展開とスポーツの価値の更なる発展

文化政策について、我が国が目指す「文化芸術立国」の姿を実現化するための「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第4次基本方針）（平成27(2015)年5月22日閣議決定）」が策定されました。

本市においても、文化芸術活動を支える環境を充実させるため、「文化芸術活動に対する効果的な支援」や「文化芸術を創造し、支える人材の充実及び子供や若者を対象とした文化芸術振興策の充実」、「文化芸術の次世代への確実な継承、地域振興等への活用」などの取組が必要です。

また、文部科学省設置法の一部を改正する法律が平成27(2015)年5月に成立し、スポーツの価値の更なる発展のために「スポーツ庁」が設置されました。これにより、スポーツを通じて「国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む」ことができる社会の実現を目指していくことになっています。

本市においても、健康増進に資するスポーツの機会の確保や障がい者スポーツの充実、スポーツを通じた、障がいの有無にかかわらず交流が図れる多様な場の創出や、地域おこしへの支援を行う「地域社会の活性化」などの施策に取り組むことが求められます。

2. 上位・関連計画

(1) 第2期教育振興基本計画（文部科学省）

教育基本法に示された理念の実現と、我が国の教育振興に関する施策の総合的・計画的な推進を図るため、同法第17条第2項に基づき文部科学省が策定する計画で、現在は第2期計画となっています。

内 容
計画期間：平成25年度～平成29年度（5年）
理 念：「自立」「協働」「創造」の実現に向けた生涯学習社会を構築
■ 4つのビジョン（基本的方向性）に基づく、8つのミッション（成果目標）と30のアクション（基本施策）
<p>1. 社会を生き抜く力の養成</p> <p>① 「生きる力」の確実な育成 （7つの基本施策）確かな学力を身に付けるための教育内容・方法の充実，豊かな心，健やかな体の育成，教員の資質能力の総合的な向上，幼児教育の充実など</p> <p>② 課題探求能力の修得 （3つの基本施策）学生の主体的な学びの確立，大学等の質の保証，子どもの成長に応じた柔軟な教育システム等の構築</p> <p>③ 生涯を通じた自立・協働・創造に向けた力の修得 （2つの基本施策）現代的・社会的な課題に対応した学習等の推進，学習の質の保証と学習成果の評価・活用の推進</p> <p>④ 社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等 （1つの基本施策）キャリア教育の充実，職業教育の充実，社会への接続支援，産学官連携による中核的専門人材，高度職業人の育成の充実・強化</p>
<p>2. 未来への飛躍を実現する人材の養成</p> <p>⑤ 社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成 （3つの基本施策）多様で高度な学習機会等の提供，教育研究拠点の形成，大学等の研究力強化の促進，外国語教育，双方向の留学生交流・国際交流など</p>
<p>3. 学びのセーフティネットの構築</p> <p>⑥ 意欲ある全ての者への学習機会の確保 （2つの基本施策）教育費負担の軽減，学習や社会生活に困難を有する者への学習機会の提供</p> <p>⑦ 安全・安心な教育研究環境の確保 （1つの基本施策）学校における児童生徒等の安全の確保</p>
<p>4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成</p> <p>⑧ 互助・共助による活力あるコミュニティの形成 （3つの基本施策）絆づくりと活力あるコミュニティの形成，地域社会の中核となる高等教育機関，豊かなつながりの中での家庭教育支援の充実</p> <p>（4つの基本的方向性を支える環境整備） （8つの基本施策）現場重視の学校運営・地方教育行政の改革，教職員等の指導體制の整備，良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備，大学におけるガバナンス機能の強化など</p>

(2) いばらき教育プラン（茨城県教育委員会）

茨城県総合計画の部門別計画として位置づけられており、教育基本法第17条第2項に規定される「地方公共団体が策定する教育の振興のための施策に関する基本的な計画」です。

茨城県では、昭和38(1963)年に「茨城県教育振興計画」を策定して以来、10次にわたり教育計画を策定してきました。第10次教育計画が終了したことから、平成28年度から平成32年度までの新たな教育計画（第11次）を策定しました。

内 容
計画期間：平成28年度～平成32年度（5年）
基本テーマ：一人一人が輝く教育立県を目指して ～子どもたちの自主性・自立性を育もう～
<p>■ 4つの基本方針</p> <p>基本方向1 社会全体による子どもたちの自主性・自立性の育成</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 社会を生き抜く力の育成 2 生活習慣・しつけなど家庭の教育力の向上 3 就学前教育の充実 4 豊かな心を育むための道徳教育の推進 5 命を大切にする教育，世代をつなぐ教育の推進 6 開かれた学校づくりの推進 7 青少年の健全育成，情報モラル・情報リテラシーの向上 8 地域コミュニティの再生 9 いばらき教育の日・教育月間の推進 <p>基本方向2 確かな学力の習得と活用する力の育成</p> <ol style="list-style-type: none"> 10 課題解決型等，新たなニーズに対応した教育の推進 11 グローバル社会で活躍できる人材の育成を目指した教育の推進 12 科学技術の集積地である本県の特徴を活かした教育の推進 13 郷土教育の充実 14 キャリア教育，職業教育の充実 15 情報活用能力を育てる教育の充実 16 政治的教養教育の推進 <p>基本方向3 生涯にわたる学習と文化芸術，スポーツ活動の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 17 生涯にわたって学び続けることができる環境づくり 18 文化芸術活動の活性化による地域づくり，文化芸術に親しむ環境づくり 19 文化財の保存と活用 20 地域の文化を理解し継承していく取組の推進 21 茨城国体，東京オリンピック・パラリンピックを契機とした競技力の向上とスポーツの振興 22 体力づくり，生涯にわたりスポーツに親しむ環境づくり 23 食育，がん教育などの健康教育，薬物乱用防止に関する教育の推進 <p>基本方向4 誰もが安心して学べる教育環境づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 24 学校の適正規模・適正配置の推進，魅力ある学校づくりの推進 25 信頼・尊敬される教員の育成 26 安心・安全な学校施設づくり，ICT教育など社会の変化に対応した教育環境づくり 27 いじめ，暴力行為や不登校等への対応，児童生徒等の安全の確保 28 自立と社会参加に向けた特別支援教育の推進 29 子どもの貧困対策などすべての子どもたちへの学習機会の確保 30 多様性を認め合う社会づくり，男女共同参画についての教育の推進 31 教育を推進するための行政運営 32 私学教育の振興

(3) つくばみらい市総合計画新基本計画

総合計画は、市町村の行政運営の総合的な指針となる最上位の計画です。

平成24年度から平成29年度までの6年間を計画期間とし、市民と行政が協働してまちづくりを進める行動計画として前期基本計画の新たな改定版として策定しました。

内 容
<p>■計画期間：平成24年度～平成29年度（6年）（基本構想：平成20年度～平成29年度（10年））</p>
<p>■まちづくりの展望：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・成長型から成熟型への転換期への対応 ・グローバル時代到来への対応 ・依存から自立への変革，自治体としての安全安心の強化 ・連携・協力が自治体の総合力を高める時代に
<p>■まちの将来像：活力に満ちた うるおいとやすらぎのまち</p>
<p>■将来指標（人口・世帯の見通し）：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成29(2017)年の総人口を 約47,200人 ・平成29(2017)年の総世帯数を約16,700世帯
<p>■新基本計画重点施策</p> <p>『“みらい”を担う子どもたちに誇れるまちに向けて』</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ようこそ！ “みらい”のまちへ ・いいよね！ 生活便利な“みらい”のまちへ ・希望があるね！ 明るい“みらい”に投資するまちへ <p>→（教育に関する内容の抜粋）</p> <p style="text-align: center;"><u>健やかに夢や希望を持って育つ，連続性・独自性のある教育環境の充実に関する事業</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心だね！ 量より質を重視した“みらい”のまちへ
<p>■まちづくりの基本目標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みんなを結ぶ“みらい”のまち（都市基盤の整備） ・うるおいのある快適で安心なまち（生活環境の整備） ・やさしさとやすらぎがあふれるまち（保健・医療・福祉の充実） ・個性きらめく学び合いのまち（教育・文化・スポーツの振興） <p>→（教育に関する内容の抜粋）</p> <p style="text-align: center;"><u>市民一人ひとりが，それぞれの持つ可能性や能力を伸ばし，また発揮しながら，生涯を通じて豊かな人間性をはぐくむことができるまちを目指す</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・活力ある産業を育てるまち（産業の振興） ・みんなが主役の協働のまち（コミュニティの醸成） ・安定した行財政基盤による自立したまち（適正な行財政運営）

(4) つくばみらい市子ども・子育て支援事業計画

「子ども・子育て支援法」第61条第1項に規定され、子育て家庭を支え、子育て家庭の負担を軽減することを旨とした計画となっています。

内 容
<p>■計画期間：平成27年度～平成31年度（5年）</p> <p>※計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて中間年度を目安に見直しを行う</p>
<p>■子育てをめぐる動向</p> <ul style="list-style-type: none">・合計特殊出生率の低下・未婚・晩婚化・若い世代などの所得の伸び悩み・就労形態などによる家族形成状況の違い・依然として厳しい女性の就労継続・子育て世代の男性の長時間労働・これまでの少子化対策の取り組み
<p>■目指す子育て支援の方向</p> <p>(基本理念)『地域みんなで育てるつくばみらいの子～うるおいとやすらぎの心を育むまち～』</p> <p>(計画の基本的な視点)</p> <ul style="list-style-type: none">・子育て機能の多様化と強化・子育てのよろこびを享受できるまちづくり・母子保健・医療の充実 <p>(計画の基本目標)</p> <ul style="list-style-type: none">・新しい時代の教育・保育サービスの提供・地域みんなで子育てを支えるまちづくり・子どもの育ちと子育て家庭を支える社会づくり・地域と生活と職場の調和された環境づくり

3. つくばみらい市の教育における課題と今後の取組方向

(1) 学校教育に関する課題と今後の取組方向

①長期的な目標に基づく教育の成果の実現

長期的な視点に立った、着実な学力向上策を推進するための一貫した教育の展開が求められます。また、つくばみらい市民としてのアイデンティティ[※]を醸成するため、地域の誇れる資源を活かした郷土教育の推進も重要です。

さらに、家庭の環境に関わらず子どもたちが十分な学習機会が得られる仕組みづくりを進めていく必要があります。

②子どもたちの確かな学力の定着を目指した教育の推進

人格形成の基礎を培う就学前教育の充実とともに、保護者の就労の有無にかかわらず質の高い幼児教育・保育の提供が求められています。

児童生徒の基礎的・基本的学習の着実な定着を図るためには、それを目指した地道な取組の継続的推進が必要です。また、学力格差の解消を図るためには、一人ひとりの学力・個人差に合わせたきめ細かな対応が求められています。

一方で、産業構造の変化や国際化・グローバル化社会が進展する中、国際理解教育・英語教育の充実や職業観・勤労観を育み、子どもたちが主体的に将来の方向性を決定していくためのキャリア教育[※]・職業教育の推進が重要です。

国語力を培う読書活動の重要性が高まっており、ICT[※]化に対応した教育の充実や情報リテラシー（情報を適正に活用する能力）の醸成が緊急課題となっています。

③子どもたちの心と体を健やかに育む教育の推進

社会を生き抜く力の育成として、豊かな心を育むための道徳教育の推進・人権教育・命を大切にす教育が課題となっています。また、いじめや不登校、引きこもりについては、早期対応が重要であるため、更なる取組強化を図ることが必要です。

家庭や家族のあり方が変化し、働き方が多様化するなか、子どもたちが、健やかに成長するための放課後の居場所づくりや家庭教育（生活習慣・しつけなど）の支援が必要となってきています。また、子ども同士あるいは地域の中で不足しがちな交流機会を拡充するなど、未来を生き抜くためのコミュニケーション能力の育成が求められています。

さらに、一人ひとりの子どもたちを大切にする特別支援教育[※]の充実や児童生徒への安全でおいしい給食の提供、給食を通じた食育の推進が求められています。

※アイデンティティ：あるものがそれとして存在すること、またそうした認識のこと。広義には、「同一性」「個性」「国・民族・組織」などある特定集団への帰属意識」「特定のある人・ものであること」などの意味で用いられる。

※キャリア教育：一人一人の社会的・職業的自立に向け、必要な基盤となる能力や態度を育てることを通してキャリア発達を促す教育のこと。

※ICT：情報や通信に関する技術の総称（Information and Communication Technologyの略）。

※特別支援教育：障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育に関する要望を把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

④子どもが安心して安全に過ごせる環境づくり

より良い教育環境に対応した義務教育施設の整備及び適正配置の推進や公平性が高く安全・快適な教育環境の整備・充実が求められています。また、児童生徒の通学時の安全を確保するための交通環境の整備や子どもを対象とした犯罪から児童生徒を守るための防犯対策、大規模化する災害に備えた防災対策の促進が急務となっています。

⑤地域全体で支える豊かな教育環境

地域に開かれた学校づくりの推進や学校・地域・家庭の連携の強化が求められており、教育に係る厳しい財源の状況を踏まえ、地域全体で教育環境を支える取組みを進めることが重要となってきます。また、つくばみらい市の豊かな自然環境や地域の歴史・文化資源を最大限に活用した教育の推進が大切です。

(2) 生涯学習に関する課題と今後の取組方向

①いつでも、どこでも、だれでも参加できる生涯学習体制の整備

生涯学習事業・公民館講座などの情報提供の強化と市民参加を促すための積極的な取組が求められています。また、市民のニーズや市民の役に立つ質の高い講座・教室の提供や参加者が固定化しがちなサークル活動、文化活動を継続していくための仕組みの検討を進めていくことも重要です。

さらに、公民館やコミュニティセンターなどの生涯学習施設については、地域住民にとって使いやすい施設となるよう整備・充実に努めていくことが必要です。

生涯スポーツについては、市民の生涯にわたる体力づくり・健康づくりをサポートするスポーツの推進が求められており、市民が気軽にスポーツを楽しめるような多様な取組を進めていくことが必要です。

市民の教養や知識の向上を支える図書館については、利用しやすさ、蔵書や視聴覚教材の充実が求められています。

②人口規模に対応した利用しやすい生涯学習システムの検討

利用しやすい、管理しやすい施設の予約システムなどによる利便性の向上を図るとともに、市民ニーズや地域のバランスを考慮した施設の整備と設備の適切な維持管理が求められています。また、近隣住民だけでなく、多くの市民が施設を利用できるよう施設の周知を図ることが必要です。

③質の高い教育内容・役に立つ生涯学習の展開

より深く学びたい人のための段階的な講座や学習システムの充実を図り、学んだ内容、生涯学習の成果を活かす機会の提供が必要です。また、地域に埋もれている優れた人材の発掘や把握に努めていくことが重要です。

④地域文化の伝承・文化活動の在り方の検討

つくばみらい市や地域に根差した伝統や伝承などを語り継ぐための取組を進め、地域文化や伝統を次世代に継承することが必要です。また、新たな市民文化を醸成するため、市民が一体となり文化

活動を推進することも大切です。

さらに、本市の優れた無形・有形文化財を保全するとともに、市民への積極的な周知を図ることが必要です。

⑤地域コミュニティの課題解決を担う人材・組織の育成

地域の活性化のための生涯学習活動の充実を図るとともに、地域コミュニティ活動への参画のきっかけとなるような取組の検討を進めていくことが必要です。

次世代を担う青少年が社会の一員であることを自覚し、地域のなかでいきいきと過ごせるような環境づくりが重要です。

敬啟者，本人因故辭職，特此聲明。

本人於2024年10月10日，因故辭職，自即日起停止履行職責。所有未結事宜，請與公司人事部門聯繫。此致，公司全體同仁。

辭職人：張三

本人張三，因故辭職，特此聲明。本人於2024年10月10日，因故辭職，自即日起停止履行職責。所有未結事宜，請與公司人事部門聯繫。此致，公司全體同仁。